

別表三の二付表三

「連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する留保控除個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合（同条第4項各号に掲げる金額のうち同項第2号に掲げる金額が最も多い金額である場合を除きます。）に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載し、括弧の中には連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「適格合併等により増加した連結個別利益積立金額4」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結個別利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額5」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結個別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額7」	この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。 なお、「期末連結個別利益積立金額6」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「2」の金額が25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「7」に記載します。
「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額21」	別表八（三）「13」の金額のうち法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第62条の5第4項（現物分配による資産の譲渡）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に限ります。）の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額がある場合には、その対応する部分の金額の合計額を上段に内書として記載します。	

3 根拠条文

法81の18①一、令155の25、155の43